

○総務省令第四十二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(情報システム管理室及び企画官)</p> <p>第十六条 行政情報システム企画課に、情報システム管理室及び企画官一人を置く。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 企画官は、命を受けて、行政情報システム企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>(個人番号カード企画官及び本人確認情報保護専門官)</p> <p>第二十二条 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 本人確認情報保護専門官は、命を受けて、本人確認情報〔住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。〕の適切な管理に関する企画、立案、助言その他専門的事項に関する事務を行う。</p> <p>(行政経営支援室)</p> <p>第二十二条の二 〔略〕</p> <p>2 行政経営支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 地方独立行政法人に関すること(自治財政局の所掌に属するものを除く。)</p> <p>三 中核市の指定に関すること。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(給与能率推進室、女性活躍・人材活用推進室及び応援派遣室並びに定員給与調査官)</p> <p>第二十五条 公務員課に、給与能率推進室、女性活躍・人材活用推進室及び応援派遣室並びに定員給与調査官一人を置く。</p> <p>〔2・5 略〕</p> <p>6 応援派遣室は、次に掲げる事務(給与能率推進室及び女性活躍・人材活用推進室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>一 災害時における地方公務員の派遣に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 災害時における地方公共団体の職員の派遣に関する行政に対する協力及び技術的助言に関すること。</p> <p>7 応援派遣室に、室長を置く。</p> <p>8 定員給与調査官は、命を受けて、地方公共団体の職員の定数及び給与の一体的な管理に関する調査及び技術的助言に関する事務を行う。</p> <p>(総務室並びに税務企画官及び企画官)</p>	<p>(情報システム管理室)</p> <p>第十六条 行政情報システム企画課に、情報システム管理室を置く。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(個人番号カード企画官及び本人確認情報保護専門官)</p> <p>第二十二条 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 本人確認情報保護専門官は、命を受けて、本人確認情報〔住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。〕の適切な管理に関する企画、立案、助言その他専門的事項に関する事務を行う。</p> <p>(行政経営支援室)</p> <p>第二十二条の二 〔同上〕</p> <p>2 行政経営支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 中核市の指定に関すること。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>(給与能率推進室及び女性活躍・人材活用推進室並びに定員給与調査官)</p> <p>第二十五条 公務員課に、給与能率推進室及び女性活躍・人材活用推進室並びに定員給与調査官一人を置く。</p> <p>〔2・5 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>6 定員給与調査官は、命を受けて、地方公共団体の職員の定数及び給与の一体的な管理に関する調査及び技術的助言に関する事務を行う。</p> <p>(総務室並びに税務企画官及び企画官)</p>

第三十三条 〔略〕

2 総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関すること。

〔二・三 略〕

〔3～5 略〕

（企画官）

第六十八条 事業所情報管理課に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、事業所情報管理課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

〔削る〕

（調査官及び統計データ二次的利用推進企画官）

第六十九条 統計情報利用推進課に、調査官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、統計情報利用推進課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

3 統計データ二次的利用推進企画官は、命を受けて、次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

- 1 調査票情報の提供並びに委託による調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること。

二 匿名データの作成及び提供に関すること。

（地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官）

第七十一条 調査企画課に、地理情報室並びに調査官及び首席統計情報官それぞれ一人を置く。

〔2～5 略〕

〔削る〕

第三十三条 〔同上〕

2 総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関すること。

〔二・三 同上〕

〔3～5 同上〕

（企画官及び統計データ二次的利用推進企画官）

第六十八条 統計作成支援課に、企画官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、統計作成支援課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

3 統計データ二次的利用推進企画官は、命を受けて、次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

- 1 調査票情報の提供並びに委託による調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること。

二 匿名データの作成及び提供に関すること。

（調査官）

第六十九条 統計利用推進課に、調査官一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、統計利用推進課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

〔新設〕

（地理情報室並びに調査官、首席統計情報官及び首席分類銘柄情報官）

第七十一条 調査企画課に、地理情報室並びに調査官、首席統計情報官及び首席分類銘柄情報官それぞれ一人を置く。

〔2～5 同上〕

6 首席分類銘柄情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 統計調査に用いる産業分類、職業分類その他の分類の適用に関する専門的事項に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

<p>(経済センサス室及び調査官)</p> <p>第七十三条 経済統計課に、経済センサス室及び調査官一人を置く。</p> <p>2   経済センサス室は、経済センサス活動調査規則(平成二十三年総務省・経済産業省令第一号)第一条に規定する経済センサス活動調査及び経済センサス基礎調査規則(平成三十一年総務省令第 号)第一条に規定する経済センサス基礎調査をいう。)の実施及び製表に関する事務をつかさどる。</p> <p>3   経済センサス室に、室長を置く。</p> <p>4   [略]</p> <p>(物価統計室並びに調査官及び消費指標調整官)</p> <p>第七十四条 消費統計課に、物価統計室並びに調査官及び消費指標調整官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 物価統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 価格に関する統計調査の実施及び製表に関すること。</p> <p>二 消費者物価指数の作成に関すること。</p> <p>三 財及びサービスの銘柄及び品目並びに店舗に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。</p> <p>[3 略]</p> <p>4・5   [略]</p> <p>(無線通信部に置く課)</p> <p>第二百九十条 無線通信部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>電波利用企画課</p> <p>航空海上課</p> <p>陸上課(関東総合通信局及び近畿総合通信局を除く。)</p> <p>陸上第一課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)</p> <p>陸上第二課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)</p> <p>陸上第三課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)</p> <p>監視調査課(信越総合通信局及び北陸総合通信局に限る。)</p> <p>(電波利用企画課の所掌事務)</p> <p>第二百九十一条 電波利用企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>[一七七 略]</p>	<p>二 商品及びサービスの銘柄及び品目並びに店舗に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。</p> <p>(調査官)</p> <p>第七十三条 経済統計課に、調査官一人を置く。</p> <p>[新設]</p> <p>2   [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>(物価統計室並びに企画官、調査官及び消費指標調整官)</p> <p>第七十四条 消費統計課に、物価統計室並びに企画官、調査官及び消費指標調整官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 物価統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 価格に関する統計調査の実施及び製表に関すること。</p> <p>二 消費者物価指数の作成に関すること。</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同上]</p> <p>4   企画官は、命を受けて、消費統計課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>5・6   [同上]</p> <p>(無線通信部に置く課)</p> <p>第二百九十条 無線通信部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>企画調整課</p> <p>航空海上課</p> <p>陸上課(関東総合通信局及び近畿総合通信局を除く。)</p> <p>陸上第一課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)</p> <p>陸上第二課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)</p> <p>陸上第三課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)</p> <p>監視調査課(信越総合通信局及び北陸総合通信局に限る。)</p> <p>(企画調整課の所掌事務)</p> <p>第二百九十一条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>[一七七 同上]</p>	<p>二 商品及びサービスの銘柄及び品目並びに店舗に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。</p> <p>(調査官)</p> <p>第七十三条 経済統計課に、調査官一人を置く。</p> <p>[新設]</p> <p>2   [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>(物価統計室並びに企画官、調査官及び消費指標調整官)</p> <p>第七十四条 消費統計課に、物価統計室並びに企画官、調査官及び消費指標調整官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 物価統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 価格に関する統計調査の実施及び製表に関すること。</p> <p>二 消費者物価指数の作成に関すること。</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同上]</p> <p>4   企画官は、命を受けて、消費統計課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>5・6   [同上]</p> <p>(無線通信部に置く課)</p> <p>第二百九十条 無線通信部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>企画調整課</p> <p>航空海上課</p> <p>陸上課(関東総合通信局及び近畿総合通信局を除く。)</p> <p>陸上第一課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)</p> <p>陸上第二課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)</p> <p>陸上第三課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)</p> <p>監視調査課(信越総合通信局及び北陸総合通信局に限る。)</p> <p>(企画調整課の所掌事務)</p> <p>第二百九十一条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>[一七七 同上]</p>
---	--	--

(電波監理部に置く課)  
第二百九十六条 電波監理部に、次に掲げる課を置く。

電波利用環境課

監視課(北海道総合通信局、東北総合通信局、東海総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局に限る。)

監視第一課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)

監視第二課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)

調査課(四国総合通信局を除く。)

監視調査課(四国総合通信局に限る。)

宇宙国際監視課(関東総合通信局に限る。)

宇宙国際調査課(関東総合通信局に限る。)

電波障害分析課(関東総合通信局に限る。)

(電波監理部に置く課)  
第二百九十六条 電波監理部に、次に掲げる課を置く。

電波利用環境課

監視課(北海道総合通信局、東北総合通信局、東海総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局に限る。)

監視第一課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)

監視第二課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)

調査課(信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。)

監視調査課(四国総合通信局に限る。)

宇宙国際監視課(関東総合通信局に限る。)

宇宙国際調査課(関東総合通信局に限る。)

電波障害分析課(関東総合通信局に限る。)

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。